

平成22年度第18回 税制調査会後の記者会見録

日 時：平成22年12月 8 日（水）17時21分～

場 所：中央合同庁舎 4 号館11F 共用第 1 特別会議室

○記者

今日、法人税の議論がありましたが、まだ、経産省とは依然隔たりがあるようで、平行線という感じですけども、10 日までにおおよそ決着をつけるという、そういう方向感、まだ変わっていないということによろしいのかということと、あと、昨日の朝、総理へ説明に行かれたと思うのですが、そこで法人税に関してどのような指示があったのか、改めて教えていただけますでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

平行線とは思っておりません。今日の池田副大臣のお話をよく聞いていただくと分かりますように、かなり前向きになっています。ペイ・アズ・ユー・ゴー原則に従って財源を捻出するという点については、かなり努力をいたしますという言葉と私どもは受けとめております。

それから、私どもが昨日、総理に中間報告をした時の御発言でありますけれども、これは基本的に二つだけございまして、玄葉大臣とよく調整をしてくださいという話が1点。最後は、自分が決断をいたしますというのが1点。その二つ以外にほとんど総理は発言をされておられませんので、明確な数字を含んだ指示などは全くありません。

○記者

特に5%でやってくれとか、そういう指示は全くないと。

○五十嵐財務副大臣

数字そのものは出ておりません。全くそういう発言は、今、私が申し上げたこと以外、ほとんど発言されておられません。

○記者

温対税と雇用促進税制についてですが、この2点につきましては、詳細は別として、今日の取りまとめの議論の中で、ほぼコンセンサスを得たという理解でよろしいのかというところを確認させていただきます。

○五十嵐財務副大臣

方向性は、完全にこれでいくということで御理解をいただいたと解釈をいたしております。

○記者

温暖化対策税につきましては、初年度の軽減措置と税収の使途についての議論があるかと思いますが、これについては、今後、どのように取りまとめていくお考えでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

初年度につきましては、まず、スタートの時期ですが、半年ずらすくらいかなと。それから、経過措置を3、4年。これはまだ決まっておりませんが、経過措置ということで、その経過措置をどうするかということについて、これから会長、会長代行の間で、案をまとめていただいて、その案を提示して御協議を頂き、まとめていくという手はずになっていくものと思います。

使途については、どこまで税調でやるべきことなのかというのを見据えた上でやらなければいけないと思っておりますが、ある程度言及をするのかなというふうに思いますが、細部まで決めていくということにはならないと思います。

○記者

法人税の件で伺いたいのですが、尾立政務官の御発言で、1兆数千億円要る中で、経産省が出したものでは全く不足しているとおっしゃいましたが、この1兆数千億円というのは、幾らなのでしょう。

○尾立財務大臣政務官

これは、まだ正式にはこれということはお伝えしておりませんが、我々の国税ベースでは、最初から約1兆4,000億円～2兆1,000億円ということをおっしゃいますので、その範囲だと、それも1兆円台ということだとお考えください。

○記者

確認ですけれども、試算を出された時は国税の法人税率を5%下げたときに必要な額という計算だったと記憶しているのですが、今の尾立政務官のおっしゃった数字というのは、この法人税率の5%なのか、実効税率の5%なのか、どちらなのでしょう。

○尾立財務大臣政務官

最初の国税の試算は、1兆4,000億円～2兆1,000億円だったと思います。そのことです。地方税は含まない話ということです。

○記者

今後、引下げが何%かという議論をするときは、あくまでも国税ベースなのか、地方税の分も含めたものかというのは、どういう整理をされていかれるのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

要するに、言われていることは法人実効税率の引下げを5%ということですから、これはまた正確にしないといけないと思っておりますが、地方税分も合わせた実効税率が最終的に問題になると思っております。

ただ、その積算については、かなり難しくなるかと思っておりますので、後でまとまってから精査しないときちんと出ないと思っております。

○逢坂総務大臣政務官

地方税のことに言及がありましたが、御案内のとおり法人税額の17.3%が法人住民

税になるわけです。だから、17.3%見合いと大枠としては思ってもらえればと思います。併せて交付税の原資として、法人税が34%入っておりますので、ここにも影響が出てくるということにも注意が必要だと思います。その他、細かいことは幾つかあるかと思いますが、

○記者

法人住民税率とか交付税の法定率を変える可能性もあるのでしょうか。そこはいじらないということでもよろしいのでしょうか。

○逢坂総務大臣政務官

法人住民税率については、現在のところ全く議論が出ておりません。これは事実です。

交付税の法定率については、今後予算が決まっていく中でいろいろ議論が出ると思います。

○記者

そもそもの目的で経済成長とか国際競争力といったときに、どのくらいの財源が必要なのかというコンセンサスは、大体皆さんの中では得られているのでしょうか。それとも、これからの議論になるのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

経済成長率を何%目指すからどのくらい必要だというような計算あるいは議論は、今までのところ行っておりません。

○記者

雇用促進税制の規模感は、まだ出せないということだったのですが、これは法人税率の引下げの議論の方で財源が足りないので、そちらに持っていかれると小さくなってしまうという意味なのでしょうか。あるいは反対に、セットで使ってもらった方がより効果があるのであれば、今後そこの規模感が大きくなるという意味なのか、そこはどちらに考えていらっしゃるのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

正直に申し上げて、その両面があると思います。

○記者

地球温暖化対策税の地方と国の配分のことについてですけれども、先ほどかなり激しく議論がありました。地方六団体を含めて、この問題はこの前も知事会が意見声明などを発表しておりまして、このまま、もし仮にひも付き補助金の新設のような形になると、地方側からかなり厳しい反発が予想されるのですが、その辺りはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○鈴木総務副大臣

結論から申し上げて、まだ最終的な方針は出ておりません。ただ、当然地方としても、地球環境のためには、一つの計算ですけれども1兆6,000億円くらい使っている

という事実がありますので、それに基づいて今、我々としてはそういう主張をしながらやっておりますけれども、いずれにしても、考え方がいろいろありますので、結論としてはまだ出ていないということでもあります。

○記者

法人税の財源ですけれども、今日、5,000億円の提示があったわけですが、まだ1兆数千億円までは大分開きがあって、どこまで経産省としてはやってくれれば、5%実現が可能なのかというのは、どう見ておられるのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

まだ、今、努力をしますとおっしゃっていますので、その努力を見させていただいているということでございます。相当開きがございますので、相当な努力をお願いしているところでございます。

○記者

温対税の方ですけれども、「当分の間」の税率については、今日の議論で23年度は水準を維持するということがコンセンサスが得られたと聞いていいのでしょうか。まだ、若干の議論があるのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

それはもう「当分の間」の税率は維持するということだと思います。ですから、これは温対税と切り離して、いわば触らないと。23年度は触らないということだろうと理解いたしております。

○記者

それに伴って、いろいろ負担増になる人たちの軽減策というのは、どういった面で配慮していくような形を考えるのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

いろいろなやり方、手法があると思いますが、これから各省とそれぞれ協議をしなければいけない。特に一般の国民生活に特に不利を及ぼすようなことがあれば、やはり一定の配慮をしなければいけないということになるのだろうと思います。

[閉会]